

令和8年度史跡甲府城跡（内堀エリア（西側））整備実施設計業務特記仕様書

第1条（業務の名称）

令和8年度史跡甲府城跡（内堀エリア（西側））整備実施設計業務

第2条（適用）

1. 本特記仕様書は、山梨県立考古博物館が実施する下記の実施設計作成業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。
2. 本仕様書に記載のない事項は、「設計業務等共通仕様書（山梨県県土整備部）」によるものとする。

第3条（目的）

本業務は、史跡甲府城跡（内堀エリア）について、『史跡甲府城跡保存活用計画』及び『史跡甲府城跡整備基本計画』に基づき、史跡の本質的価値を確実に保存し、県民及び来訪者に正しく伝える、史跡の特色を活かした整備を実施するために必要となる実施設計事項をとりまとめることを目的とする。

第4条（委託期間）

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

第5条（作業計画）

1. 受託者は、本業務の実施にあたり、甲と十分協議のうえ作業計画を作成し、作業計画書及び工程表、発注者が必要とする書類を提出し、発注者の承認を受けなければならない。
2. 受託者は、本業務の作業中における進捗状況を、随時甲に対し報告しなければならない。

第6条（実施体制）

本業務の実施に当たって受託者は設計業務等共通仕様書（山梨県県土整備部）に規定する管理技術者及び照査技術者を、また必要に応じて同仕様書に規定する担当技術者を配置するものとする。

本業務に従事する技術者は以下の要件を満たし、業務の意図及び目的を十分に理解し本業務に精通した十分な技能と経験を有するものを配置すること。

（1）管理技術者

- ・石垣の整備が中心となることから文化庁認定の文化財石垣保存技術協議会の技術・研究会員であること。
- ・石垣の安定計算や補修・補強設計等の実績を有すること。
- ・設計業務等共通仕様書（山梨県県土整備部）の規定により、次に示すいずれかの資格または同等の能力・経験を有すること。ただし、これと同等の資格または能力・経験を有する者を同仕様書で規定する担当技術者として配置できる場合はこの限りではない。
 - ▶ 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）
 - ▶ 国土交通省登録技術者資格
 - ▶ シビルコンサルティングマネージャ

- ▶ 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格

（2）照査技術者

- ・設計業務等共通仕様書（山梨県県土整備部）の規定により、次に示すいずれかの資格または同等の能力・経験を有すること。
 - ▶ 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）
 - ▶ 国土交通省登録技術者資格
 - ▶ シビルコンサルティングマネージャ
 - ▶ 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格

第7条（業務内容）

本業務は、史跡甲府城跡内堀エリア（西側）における史跡の保存活用に係る整備及び都市公園施設整備工事（以下、「内堀エリア（西側）整備工事」という。）の実施に必要なものとなる、遺構保存・修復・遺構表示及び諸施設の実施設計を行うものである。本業務の主な内容は、（1）～（5）のとおりとし、詳細については各細目によるものとする。

なお、作成する実施設計の基本方針は以下のとおり。

- 「本質的価値の確実な保存と適切な保存修理の実施」と「本質的価値を正しく分かりやすく伝える整備の推進と城郭らしい景観の創出」（『国指定史跡甲府城跡（内堀エリア（西側））整備基本設計業務報告書』第1章 p. 1-3「基本方針」）

上記に基づき、以下について特に留意したものとする。

- 整備対象である石垣の本質的価値となる「歴史の証拠」と「安定した構造体」を継承するため、現存する遺構を適切に保存する。修理に際しては解体範囲を最小限とするなど、可能な限り文化財石垣の保存に努める。また修理や遺構表示に際しては伝統工法を基本とし、現代工法については文化財的価値の継承を第一としながら必要な検討を実施し、発注者が運営する有識者による調査検討委員会（以下、「検討委員会」という。）に諮って採用の可否を決定する。
- 遺構の価値を知ることのできる看板などを設置するとともに便益施設等の整備を実施し、城郭らしい景観を楽しみつつ史跡の本質的価値を知ることのできる環境を整備する。

また、本業務の実施にあたっては以下について特に留意して進めること。

- 整備対象が国指定史跡地内であることに留意し、策定済計画との整合を図りながら、検討委員会の助言や指導を参考に、遺構の保護や景観保護に支障をきたすことのないよう十分配慮して進めること。
- 発掘調査成果や知見等を基礎資料として検討のうえ方針を作成し、史跡や周辺地域の特性を念頭において実施すること。

（1）業務計画

本業務を実施するに当たって、受託者は契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し発注者あてに提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- （1）業務概要 （2）実施方針 （3）業務工程 （4）業務組織計画
- （5）打合せ計画 （6）成果物の品質を確保するための計画
- （7）成果物の内容、部数 （8）使用する主な図書及び基準

(9)連絡体制（緊急時含む） (10)使用する主な機器 (11)その他

なお、(11)その他には、個人情報取り扱い、安全等の確保及び行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

(2) 内堀エリア（西側）整備工事に伴う実施設計図書の作成

以下の条件を踏まえ、実施設計図書を作成する。

ア 工事の範囲と構成

- ・工事範囲は史跡甲府城跡内の楽屋曲輪東面石垣及びその上面、前面のスロープ、南広場である（別紙1～3参照）。
- ・本委託業務で作成する設計・工事工程・工事費用算出の対象は「①既存構造物の撤去及び、既存石垣における要修理範囲の解体」と「②既存石垣修理範囲の積み直し及び、その周囲における遺構表示としての石材の積み足し」についてである。
- ・既存構造物は石垣上面の舗装や安全壁の他、建物跡（別紙2・3の赤枠の一部）が含まれる。
- ・既存石垣における要修理範囲は別紙2～4の黄色の網掛けの範囲である。
- ・新たに石積みが必要となるのは別紙4の黄色の枠の範囲である。

イ 解体工

○構造物撤去工

- ・工事前に、既存のコンクリート等による構造物を撤去する。
- ・既存構造物の解体時及び仮設工がある場合には、地下遺構に影響を与えないように慎重に行う。
- ・矢板は、地下遺構に影響があるため引き抜かない。
- ・解体の際に文化財と認められるものが発見された場合は、工事を中断し発注者と協議をする。
- ・解体したコンクリート等の処分を含む。

○石垣解体工

- ・伝統的な石積み技法を尊重した文化財修理として実施するため、既存石垣の解体時に各種調査を実施する。

「解体前表面調査」

- ・表面のコンクリート除去後、番付し石材に対する加工の痕跡や破損の状態等を観察、記録する。

※石材カード作成は発注者が実施するが、施工業者はこれを補助する。

「石垣上面調査」

- ・近世期の面の検出、遺構の記録を実施する。

「石垣解体調査」

- ・1段ごとを1つの作業単位とし、各段、1石ごとに解体する。
- ・詰石を除く石材の大きさ・重量・加工・表面観察では認識できなかった破損状況、石材相互の接点や据わりに関する情報等を発注者が逐一石材カードに記録する。施工業者はこれを補助する。
- ・裏栗石は割石と自然礫に分類の上、大きさごとに分類する。
- ・盛土が検出された場合、その範囲には石垣に直交するトレンチを設定し、調査する。
- ・作業ヤードには南側の芝生広場を利用するが、石材保管にあたっては2段で保管

するもしくは、築石としての再利用が不可能と判断された石材は集積して保管するなど、可能な限り最小限の面積にて収める。

ウ 石積工

○工法、材料、範囲

- ・各種調査成果及び既往の調査により把握されている伝統的な石積み技法によること。現代工法を導入せざるを得ないと判断される場合は、検討委員会に諮って採用の可否を決定する。
- ・旧材を原位置で再利用することを原則とする。
- ・旧材の原位置への再利用が困難な場合は、同質の石材、大きさ、形状の新材をもって配置する。
- ・新材の大きさは原則、面が概ね 500×500～700×1500mm、控えの長さが 800mm とする。
- ・二の丸や堀周辺などにストックしている石材を積極的に利用する。
- ・裏栗層の奥行きは解体調査時の成果をもって検討する。
- ・石垣修理および積み足しの範囲（立面）は別紙 2 のとおり。
- ・工事で生じた端材、残石は、砕石にして利用する。
- ・新規に石積みをする範囲については発掘調査で発見された当該石垣の残存部の石積みを参考に石材配置を検討する。

エ 高さ、勾配

- ・対象石垣が解体される前の古写真（明治期）を基に、元の天端高の標高値を単写真解析にて算定する。（参考：基本設計では標高 273.67m（現地表から約 4.7m）
- ・実際に石垣を復元する高さは、隣接する県道 31 号甲府山梨線（以下、「舞鶴通り」という。）路面の高さを目安とする。天端は平坦面とすること。平坦とするために、復元する高さは路面より高低があっても構わない。
- ・勾配は残存部分の検討、発掘調査の成果、古写真の情報、甲府城内の同規模の石垣の事例を基に作成する。

オ 天端・断面仕上げ

- ・天端は、当該石垣の本来の天端ではないため、天端石を据えて石垣上面の高さを一定に揃えることはせず、積み途中であることがわかるように表現する。
- ・平坦面はアスファルト仕上げとする。
- ・石垣断面の露出部分は、築石・裏栗・盛土の別がわかるように仕上げる。各特徴は発掘調査の成果による。
- ・復元する石垣の舞鶴通り側は、段差が生じる場合、その壁面は誤解を与えないため石積みにはしない。

カ その他

- ・プレハブ置き場と駐車場は、原則施工業者で用意する。プレハブ置き場は城内も使用可能である。
- ・既存石垣が地表に露出するエリア以外では、地下遺構の保護のため、遺構上に保護層を設けて石積みをする。
- ・対象石垣の根石ラインは、発掘調査により確認されている。平面図及び立面オルソ図を発注者が提供する。施工地点及びその周辺の平面図も同様に提供する。
- ・工事ヤードは舞鶴城公園南広場を占有して確保する。
- ・工事ヤードへの周辺道路からの進入経路は、必要に応じて架設道路を設置する。

(3) 打合せ協議

本業務の適切で円滑な遂行を図るため、発注者と受託者は密接な連携を取り、必要な段階で打ち合わせを行うものとする。

打合せの時期及び回数は、業務着手時、中間時4回、成果品とりまとめ時を想定している。業務の実施に伴いこれに変更が生じる場合は、別途協議によるものとする。

また、検討委員会（年4回を予定）において指導を受けるための補助や、本業務に係る関係機関との協議等に必要な資料作成等の補助を行うとともに、必要に応じて指導内容等を本業務に反映させること。

なお、中間時打合せの2回については、公共事業景観検討実施要領（R2.6.1 山梨県県土整備部）に基づく景観アドバイザー会議への同席、設計事項説明及び意見聴取を想定している。受託者は会議での意見等を参考に、計画する施設について周辺景観との調和や歴史的・文化的景観の保全、地域の特色を活かした魅力ある景観の創造等のための配慮事項の点検及び検討を行い、設計成果に反映させるものとする。

(4) 実施設計の取りまとめ

(1)～(3)の業務で検討・作成した資料等を編集し、実施設計成果としての取りまとめを行う。

なお、実施設計成果のとりまとめにおいては、成果の一部として、実施設計の概要を説明する資料である「実施設計説明書」を作成すること。

また、整備後のイメージを示した鳥観図を作成すること。

(5) 照 査

照査技術者を定め、業務の検討方法、検討結果等の適正について照査するものとし、業務完了時に照査結果を照査報告書にとりまとめ署名捺印し、発注者に提出すること。なお、照査実施計画については業務計画において明示するとともに、発注者からの求めがあった場合は速やかに照査実施状況を報告できるよう随時照査報告資料を整備すること。

第8条 成果品の提出

本業務における成果品は以下のとおりとし、一切の権利は発注者に帰属するものとする。

作成にあたっては、あらかじめとりまとめの内容、使用用紙、様式及び編集方法等について発注者と協議の上で決定する。

納品場所は、山梨県埋蔵文化財センターとする。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 実施設計報告書（A4版 簡易製本） | 10部 |
| (2) 実施設計図面（A3版 ファイル綴じ） | 10部 |
| (3) 電子データ（CD-R等）1式 | 4セット |

第9条 貸与品

本業務の実施にあたり、次の資料について受託者あてに貸与するものとする。

- (1) 地形測量図（縮尺1／500）
- (2) 公園内現況施設配置図（上水、下水、電気）
- (3) 地質調査資料（石垣箇所 ボーリング R3年度実施）
- (4) 公園整備計画予備検討業務資料（令和元年度業務）

第10条 全業務共通事項

ア 実施

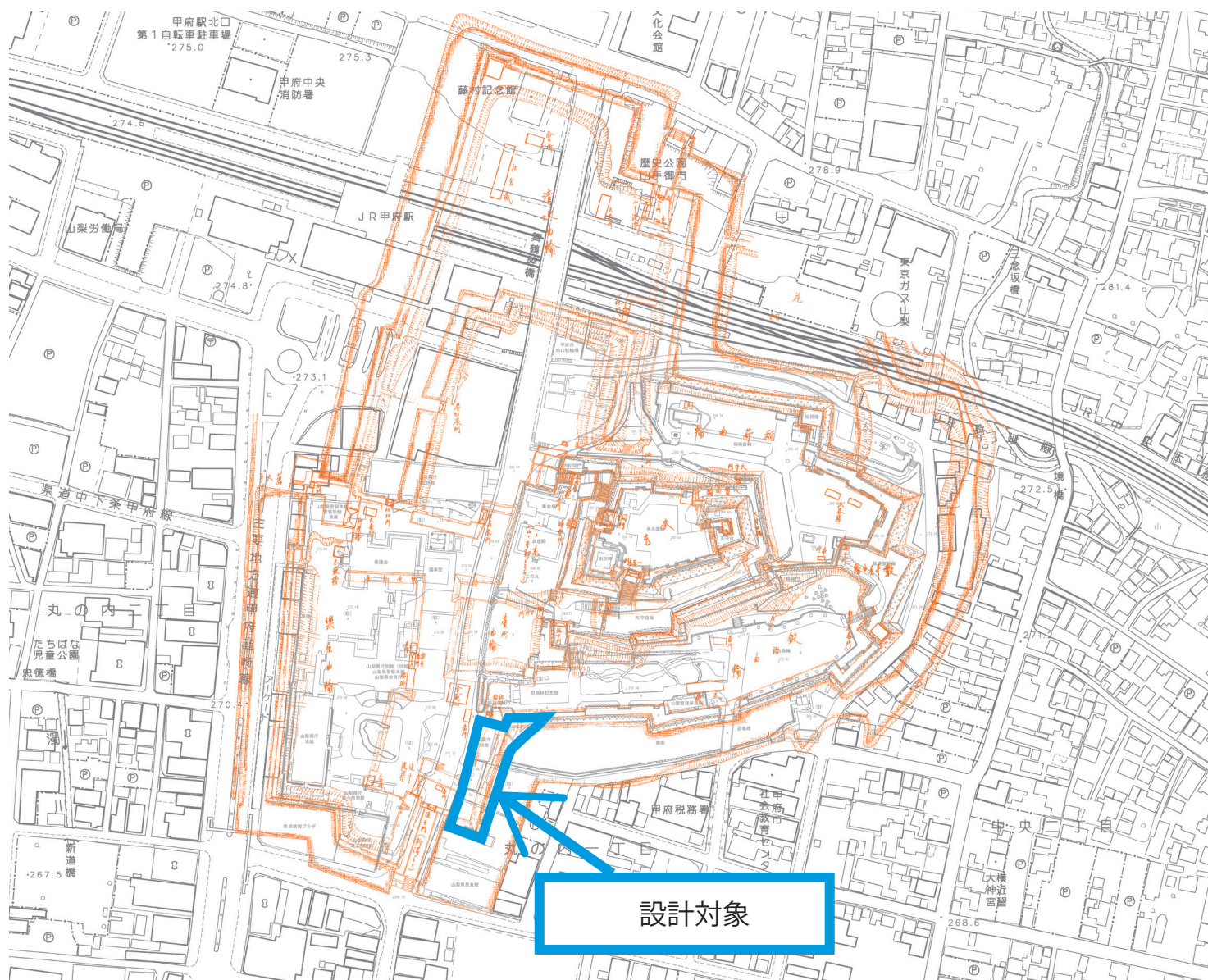
- ① 業務を履行するにあたり、文化財保護法、都市公園法等の関連法令及び本県の定める条例、規則等を遵守するとともに、設計成果においてもこれらに適合するものとする。
- ② 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- ③ 事業実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、個人情報の取り扱いに関する特記事項に従い万全の対策を講じること。
- ④ 受託者は、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ⑤ 受託者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- ⑥ 受託者の負担する経費は、すべて当該委託料に含むものとする。
- ⑦ 契約の履行または不履行により県または第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- ⑧ 本業務で必要となる歴史資料について、発注者は情報提供の協力を行う。ただし、貸与する資料については、取り扱いに十分注意するとともに、破損・紛失等の重大な過失が生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。
- ⑨ その他、この仕様書に定めのない事項については、受託者は発注者と協議のうえ、決定するものとする。
- ⑩ 受託者は、本業務完了後といえども、成果品中に受託者の故意、過失又は疎漏による不良箇所が発見された場合には、たとえ業務完了後相当の年月を経過したとしても、発注者の指示により修正、補完その他の修正を行わなければならない。この場合の費用等は、全て受託者の負担とする。

イ 再委託体系図の作成及び提出

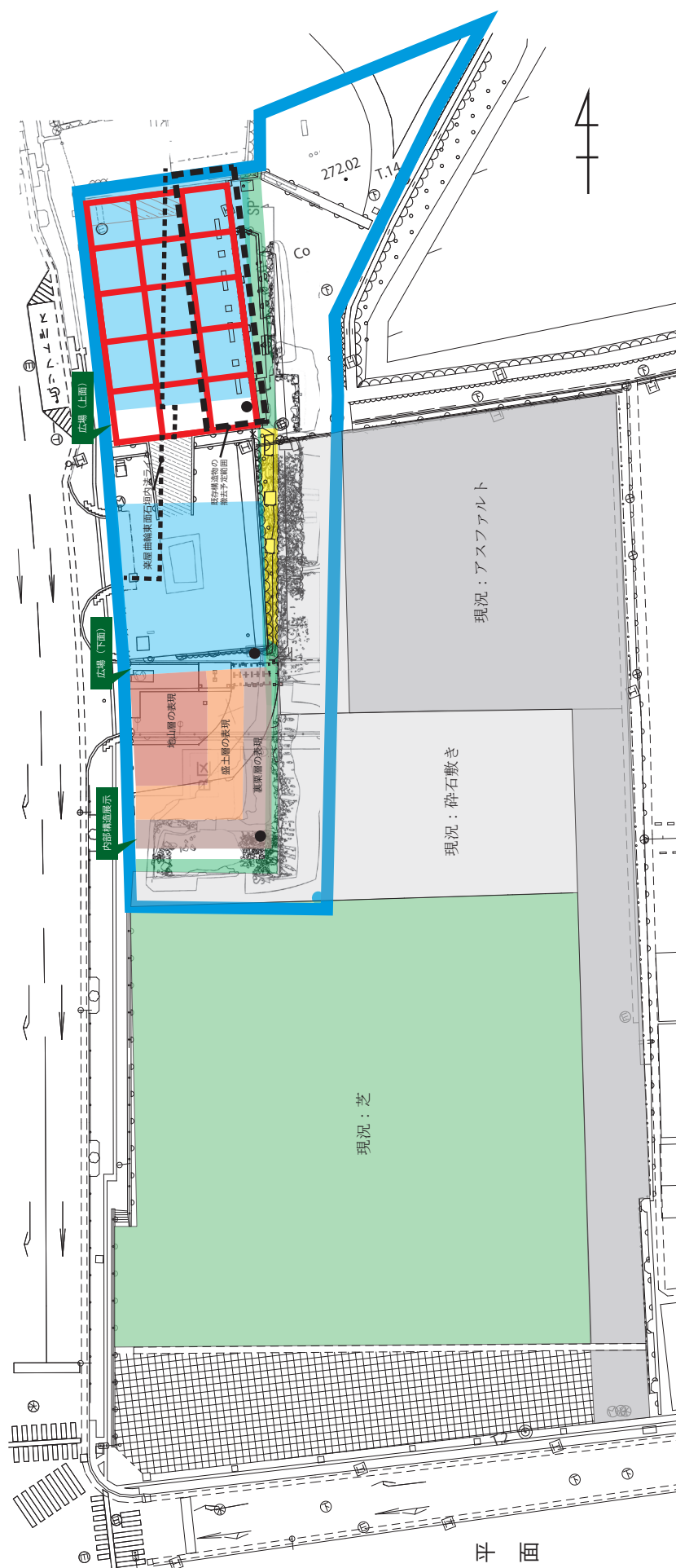
「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は再委託をおこなう場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の再委託業者まで反映させた、「再委託体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく発注者へ提出するものとする。

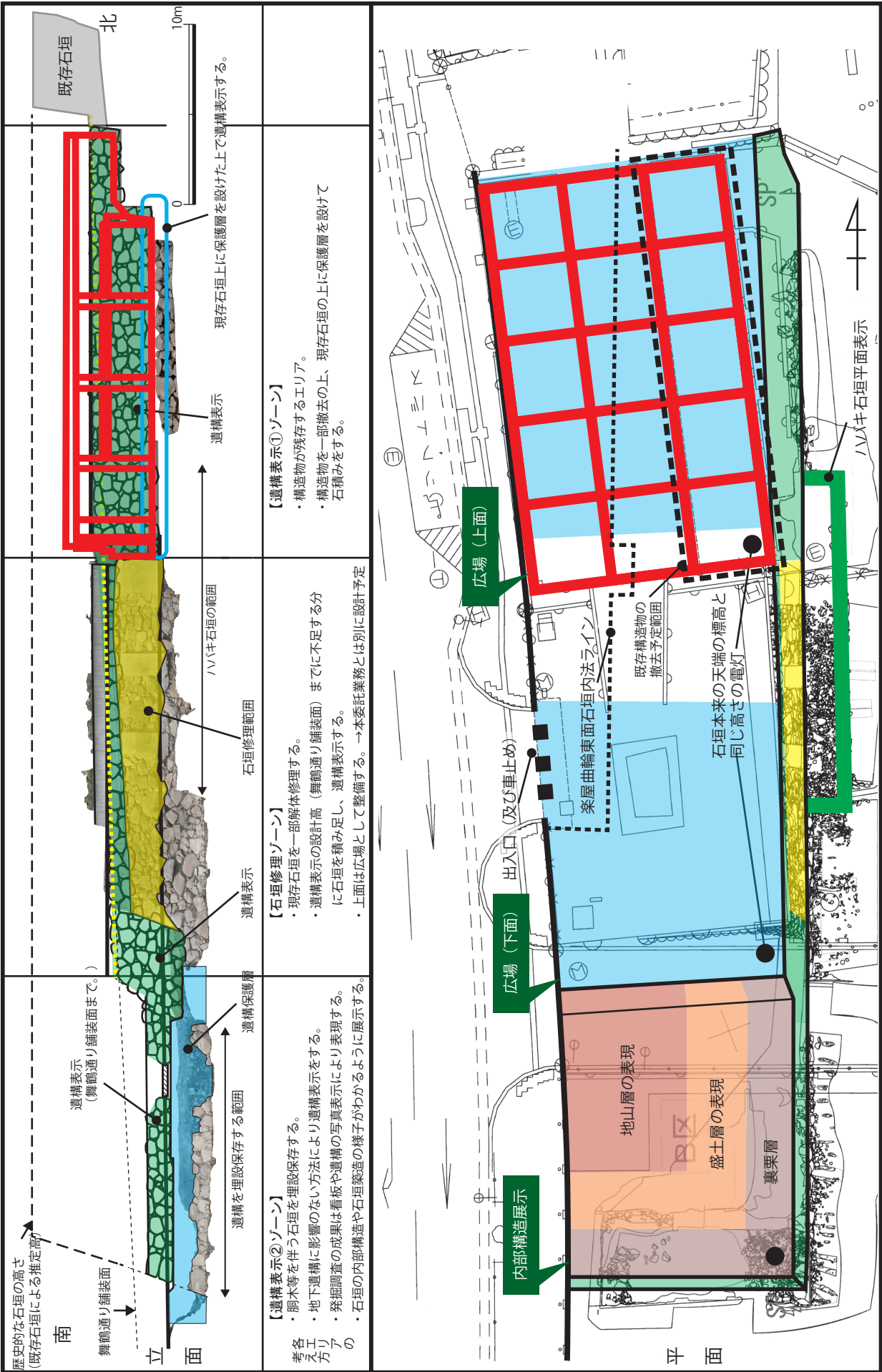
提出した「再委託体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく発注者へ提出するものとする。なお、提出は打合せ簿により提出すること。

また、本条項による再委託体系図の提出は、再委託届とは別事項であるので留意すること。

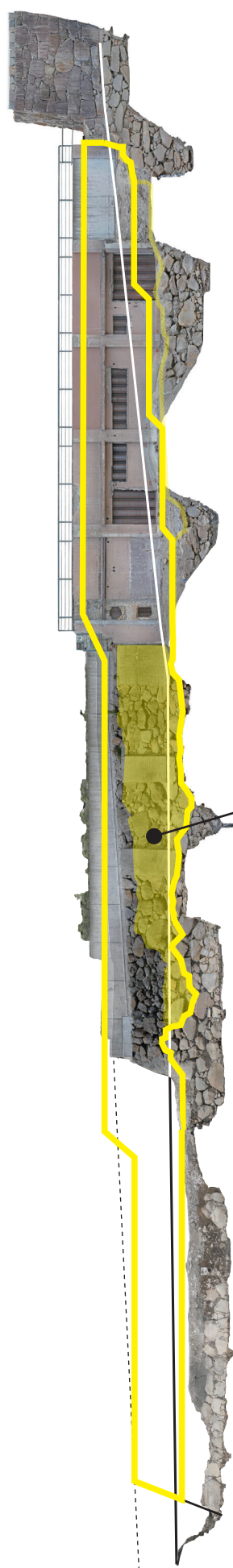


設計対象位置図





設計対象詳細



全体

修理範囲を含む、石積み予定範囲。

修理予定範囲。

・白線は、現況の地表面

・全体図の破線は舞鶴通り路面の高さ

修理予定範囲

・築石は変形を修理しつつ元の位置に復することを原則とする。

それ以外の範囲

・古写真や当該石垣の現存部分から推定される築石の配置を基に築石の配置を設計することを原則とする。
その際、甲府城内の他の野面積み石垣の石材配置を参考にする場合もある。

石垣修理範囲及び新規石積み範囲